

# 原則、野焼き禁止



あなたは、近所迷惑になつていませんか？？？

違反した者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」より、5年以下の懲役又は、1,000万円以下の罰金に課せられることがあります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（焼却禁止）

**第十六条の二** 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

**第二十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**十五** 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

問い合わせ先：知立市役所 市民部 環境課ゼロカーボン推進係  
TEL (0566) 95-0154